

漁港や漁場の整備を支援します ～ 水産基盤整備事業 ～

事業概要

水産基盤整備事業は、

- **競争力強化**のための高度衛生管理型漁港や漁場の整備
- **国土強靱化**のための漁港施設の長寿命化・耐震化対策等を推進する事業です。



高度衛生管理型漁港の整備



漁港施設の補修・更新



水産物の保護育成礁の整備

事業申請

- 内容・規模によって適用する事業が異なりますので、
まずはお住まいの地域の市町村または都道府県にご相談ください。

水産物供給基盤機能保全事業

【事業内容】

老朽化した漁港施設等の長寿命化を図るための整備

【実施主体】

漁港管理者

【実施要件】

- ・計画事業費が漁港ごとに20億円未満
- ・利用または登録漁船隻数50隻程度以上、または陸揚げ金額1億円程度以上（第1種、第2種漁港）等

【補助率】

1/2等



航路護岸のひび割れ状況

拡充

事業の対象工種（外郭施設や係留施設等）に水域施設や漁港浄化施設を追加しました。

漁港施設機能強化事業

【事業内容】

高潮や波高増大または地震や津波対策として既存の漁港施設の機能診断および必要最低限の機能強化、防護対策を図るための整備

【実施主体】

漁港管理者

【実施要件】

計画事業費が一地区あたり5千万円以上20億円未満のもの等

【補助率】

1/2等



耐震強化岸壁

拡充

漁港施設の機能診断について、計画事業費にかかる実施要件を引き下げました。（5千万円以上→2千万円以上）

水産流通基盤整備事業

【事業内容】

流通拠点漁港における高度衛生管理型荷さばき所や岸壁等の整備

【実施主体】

地方公共団体等

【実施要件】

- ・計画事業費が一事業につき5億円を超えるもの
- ・利用漁船隻数200隻以上または属地陸揚げ量5千トン程度以上（第1種、第2種漁港）等

【補助率】

1/2等



密閉型荷捌き所

水産環境整備事業

【事業内容】

水域環境保全、魚礁や増殖場などの漁場施設等の整備

【実施主体】

地方公共団体等

【実施要件】

- ・水域環境保全：計画事業費が5千万円以上（都道府県事業）、1千万円以上（市町村等の事業）
- ・漁場施設の整備：3億円を超えるもの（浮魚礁を除く）等

【補助率】

1/2等



藻場の保全・創造

※ この他、農山漁村地域整備交付金を活用して、都道府県の裁量によりこれらの水産基盤整備を実施することも可能です。

詳細については、水産庁漁港漁場整備部計画課（☎03-3502-8491）に御相談ください。